

■申告の注意点について

■医療費控除について

自分自身や家族のために平成27年中に支払った医療費の合計額が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を超えた場合、その金額から超えた分(上限200万円)について医療費控除を受けることができます。

医療費控除を受ける場合は、支払った金額の領収書が必要となります。「医療費のおしらせ」は領収書ではないため、医療費の支出を証明する書類とはなりません。

医療費控除による還付について

医療費控除とは、所得税や町県民税の計算に使用する控除の一つです。医療費控除を含めて税額を計算した結果「納めすぎた税金」が戻ってくるのであって「医療費」そのものが戻ってくるわけではありません。申告する人の所得や控除、税額によっては医療費控除を申告しても還付金がない場合がありますのでご了承ください。

医療費控除の対象となるもの(例示)

- ▽医師などによる診療を受けるために直接必要な入院費、通院費、診察費、医薬品の購入費など
- ▽かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費など
- ▽通院などで利用した公共交通機関の運賃
- ▽やむを得ず利用した公共交通機関以外の運賃
- ▽介護保険制度のもとで提供される一定の施設、居宅サービスの対価

医療費控除の対象とはならないもの(例示)

- ▽インフルエンザなどの予防接種の費用
 - ▽人間ドッグなどの健康診断の費用
(診断の結果、重大な疾病が発見され治療を受けた場合は医療費控除の対象となります。)
 - ▽眼鏡などの購入費
(白内障手術後のサングラスなど、治療に直接必要であった場合は医療費控除の対象となります。)
 - ▽美容整形のためにおこなう歯列矯正の費用
 - ▽疾病予防や健康増進などのための医薬品の購入費
 - ▽いざというときのために購入した置き薬の購入費
 - ▽緊急でない場合に利用したタクシーの運賃
- おむつ代について

要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります。申告には「領収書」のほかに「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の申告で、介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書で「寝た

きりの状態および尿失禁の発生の可能性が高い場合」に限り、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、役場健康介護課が発行する確認書類により申告することができます。必要な方は役場健康介護課へお越しください。

■株式譲渡所得等を申告する場合はご注意ください

株式譲渡所得や株式配当所得は申告不要とされている場合がありますが、その所得を申告した場合は国民健康保険税や介護保険料などの算定の基礎に含まれます。

申告することによるメリット・デメリットなど影響をよく考慮したうえで、申告するかどうかをご自分で選択してください。

■口座振替のご案内

所得税や消費税の納税には、安全で便利な口座振替での納税をおすすめします。納期限に口座から自動で引き落とされるため、現金の用意や金融機関へ出掛けて納税する手間が省けます。うっかり納税を忘れて延滞税を支払うこともなくなります。

「預貯金口座振替依頼書」(確定申告の手引きより切り取って記入してください。)に必要事項を記入し、半田税務署またはご利用の金融機関に提出してください。確定申告の期間中は、町の申告会場でも提出できます。

■税務署員を装った不審な電話にご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には税務署に問い合わせください。

■問い合わせ先

半田税務署総務課 ☎(21)3141



申告期限は3月15日です。期限間近は混雑するので早めに申告しましょう。